

【判例研究】

定款変更による取締役の任期短縮と 会社法339条2項類推適用の可否 (名古屋地判令和元年10月31日⁽¹⁾)

弁護士・中京大学法務研究所特任研究員

片岡憲明

第1 はじめに

本稿で取り上げる名古屋地判令和元年10月31日は、株式会社において、定款で定められている取締役の任期（10年）を定款変更により短縮し（1年）、変更後の任期が満了した取締役を再任しなかった、という事案であり、結論として会社法339条2項類推適用による損害賠償請求を否定した判決である。

本稿では、同判決について、先行裁判例との比較を行うとともに、その問題点について論じる。

第2 事案の概要

1 事実経過

(1) Yは、A農業協同組合（以下、「JA」という。）管内の農家に対する営農支援事業等を目的する株式会社（発行済株式900株）である。

Yの株主構成としては、発行済株式のうち897株をJAが保有しており、JAが圧倒的な支配株主であった。

(2) Xは、平成23年6月22日開催の総代会の終結をもってJAの理事を退任した。これは、JAの慣習とは異なっていた（通常はXの年齢ならば理事を2期担当するところ、Xは1期のみで退任させられた。）。

また、その当時のJAの職員の定年は60歳であり、Xは定年まで2年以上残されていた。

そのため、Xの生活保障の意味合いで、Xには子会社の役員のポストが用意され、同年7月1日にYの取締役に選任され、代表取締役に選定された。

(3) JAの組合長は、平成26年に、Xに対し、XがYの取締役・代表取締役に就任して3年を経過したことから、Yの取締役および代表取締役を辞任しよう言ったが、Xはこれを拒んだ。

その後、Xは、平成29年7月31日、Yの代表取締役を辞任したが、引き続き取締役に留まった。

Xが代表取締役の務めていた間の各決算期において、Yはいずれも営業損失を計上していた。

- (4) Yの定款では、取締役の任期が、「選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とされていたところ、平成29年10月18日開催の臨時株主総会において、その期間が「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と変更された。

このため、Xの任期は平成30年5月24日の定時株主総会終結の時に終了したが、⁽²⁾同総会において、XはYの取締役に再任されなかった（当時のYの取締役5名のうち、再任されなかったのはXのみであった。）。

なお、Xは、Yから、平成23年7月から平成29年7月までは月額60万円（平成27年4月から平成28年3月までは57万円）の、同年8月から平成30年5月までは月額45万円の報酬を得ていた（年額は540万円）。

Xとしては、残り3年分の役員報酬1620万円を失ったことになった。

2 時系列表

以上の事実経過を時系列としてまとめると、概要、以下のとおりとなる。

- H23. 6. 22 Xは、JAの理事を退任。
 H23. 7. 1 Xが、Yの取締役に就任。同時に代表取締役になる。
 H26頃 JAの組合長からXに対して退任の示唆。
 H29. 7. 31 Xは代表取締役辞任。平取締役になり年俸減少。
 H29. 10. 18 Y臨時株主総会で取締役任期を1年に短縮する定款変更を決議。
 H30. 5. 24 Xは定時株主総会で取締役に再任されず。

第3 名古屋地判令和元年10月31日の争点

1 類似裁判例（東京地判平成27年6月29日⁽³⁾）の存在

名古屋地判令和元年10月31日と類似する事案の裁判例としては、東京地判平成27年6月29日がある。同判決は、名古屋地判令和元年10月31日を検討するにあたって参考になる数少ない（本稿作成時に調査した限りでは唯一と思われる）裁判例であり、争点もほぼ共通しているため、同判決の概要を、以下説明する。

(1) 東京地判平成27年6月29日の事案の時系列

同判決の事案の時系列は以下のとおりである。

- H18. 8. 30 Y会社の定時株主総会で取締役任期を10年とする旨の定款変更（当該定款変更以前は2年の任期であった）。
 H20. 5. 21 臨時株主総会でD（創業者・代表取締役Aの妻）を監査役、X1（Aの叔父）、X2（X1の子）を取締役に選任。
 H20. 7. 11 B（Aの従兄弟）が代表取締役に就任。それまではAが代表取締役。
 H22. 11-12 BからX1に辞任要請。
 H23. 1. 20 臨時株主総会で取締役任期を1年とする定款変更決議。X1、X2がこれに伴い退任扱いとなる（発行済株式総数1600株のうち、Bが600株、Dが600株、

X 1 が200株、X 2 が200株という株主構成であった。〕。

H25. 7. 3 X らが訴訟を提起。

(2) 東京地判平成27年6月29日の争点

同判決の主要な争点は、①平成23年1月20付けの定款変更決議によってX らがY 会社の取締役を退任することになったか否か（定款変更による現取締役の任期の短縮の可否）、②X らによるY 会社に対する損害賠償請求の可否、③X らが請求できる損害額、の3点である。

(3) 東京地判平成27年6月29日の判決内容

ア 同判決は、争点①（平成23年1月20付けの定款変更決議によってX らがY 会社の取締役を退任することになったか否か）については、「取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期によれば、すでに取締役の任期が満了している者については、上記定款変更の効力発生時において取締役から当然に退任すると解することが相当である。

けだし、上記の定款変更は、取締役の解任と同様の効果を生じさせるものであるところ、取締役はいつでも株主総会の決議によって解任することができるとされており（会社法339条1項）、他方、定款変更によって当然に退任させられた取締役の保護は、解任の場合と同様に、損害賠償によって図れば足りるというべきだからである。」と判示した。

イ 次に、争点②（X らによるY 会社に対する損害賠償請求の可否）については、「会社法339条2項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、その趣旨は、取締役の任期途中で任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者についても同様に当てはまるというべきであるから、そのような取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法339条2項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求することができる」と判示した。

ウ 争点③（X らが請求できる損害額）については、「平成23年1月から平成28年6月までの5年5か月以上もの長期間にわたって、被告の経営状況や原告らの取締役の職務内容に変化がまったくないとは考えがたく、原告らが平成28年6月までの間に上記の月額報酬を受領し続けることができた」と推認することは困難であって、その損害額の算定期間は、原告らが退任した日の翌日から2年間に限定することが相当である。」と判示した。

なお、争点③の判示にあたっては、2年という数字には明確な根拠は示されていない。

この点、取締役の法定の任期が2年であることや（会社法332条1項本文）、元々当該会社の取締役の任期が2年であったこと等から根拠づけることができそうではある。

2 名古屋地判令和元年10月31日の争点

(1) これに対し、名古屋地判令和元年10月31日における争点は、上記東京地判の争点①ないし③

と共通する。

すなわち、争点①（定款変更決議による現取締役の任期の変更の可否。但し、後述するとおり争点化されなかった。）、争点②（再任されなかった取締役の損害賠償の可否＝会社法339条2項類推適用の可否）、争点③（損害賠償ができるとしてその額の決定）、である。

なお、名古屋地判令和元年10月31日の争点①ないし③に関しては、金融・商事判例 No.1588において、上記東京地判と比較しつつ整理されているため、参考となる。

(2) 上記争点①ないし③に加え、本件訴訟では、④Xが前任者の任期を承継する補欠取締役に該当するか否かが争点になった。詳細は以下のとおりである。

ア 争点④の前提

Yの平成23年6月20日付け臨時株主総会議事録によると、「第1号議案 取締役及び代表取締役の退任および就任について（案）」とあり、具体的な記載は議事録別紙に記載されていたが、別紙では、「取締役及び代表取締役社長A氏より別紙辞任届が提出されたことにより、現取締役及び代表取締役社長の退任と新取締役及び代表取締役社長の就任について承認を求めらるるものである。」「また、代表取締役専務B氏より別紙の通り辞任届が提出されたことによる代表取締役専務職の退任についての承認と非常勤取締役として、JA常務の就任について承認を求めらるる。」「1. 辞任をする取締役及び代表取締役社長 A」「2. 辞任をする代表取締役専務 B」「3. 就任をする取締役及び代表取締役社長 X」「就任をする取締役（非常勤）○農協営農生活担当常務」との記載があった。

つまり、同臨時総会では、A→X、B→○農協営農生活担当常務という取締役の交代がなされたことが分かる。

イ Xの主張

Xの主張は、Xの任期は、定款記載のとおり、Xが取締役に選任されてから、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する臨時株主総会の終結の時まで（平成33年5月）、というものであった。

ウ Yの主張

これに対し、Yは、Xの任期は平成31年5月までというものであった。

その理由は、Xは前任者Aの補欠として選任された取締役であって、補欠取締役の任期は前任者の残存期間と同一とする旨の定款規定に基づき任期が決まるから、というものであった。

要するに、争点④は補欠取締役への該当性の問題である。

第4 Xの主張

名古屋地判令和元年10月31日の各争点に対するXの主張は、以下のとおりである。

1 争点①（定款変更による現取締役の任期短縮）について

(1) Xは、争点①（定款変更による現取締役の任期短縮）について敢えて争わず、会社法339条2項類推適用のみを主張している。これは、以下のような事情によるものであった。

(2) 定款変更決議の要件

上記東京地判では、定款変更によって現取締役の任期が短縮されることが肯定されている。

これは、取締役の解任決議（特殊普通決議【議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数、定足数は3分の1までしか軽減できない】会社法339条1項、会社法341条）よりも定款変更決議（特別決議【議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数】会社法309条2項）の方が決議要件が厳重であって、定款変更決議が実行できる株主ならば、取締役の解任決議を実行することは容易だからである。

取締役の解任よりも厳格な手続きによって、取締役の任期短縮という解任よりも限定的な効果を得られないというのはアンバランスである。

よって、定款変更決議によって取締役の任期短縮の効力が生じるとの解釈は相当である。

そして、東京地判が述べるように、当該取締役に対する救済（任期への期待）としては、会社法339条2項の損害賠償請求のみを認めれば十分であるから、かかる取締役の任期短縮を認めても不都合はないといえる。

なお、株主構成の点でいうと、名古屋地判令和元年10月31日の事案では、YにおけるJAの株式保有割合がほぼ100%だったので、東京地判の事案（原告と対立する株主の株式保有割合は75%と考えられる。）に比べても、株主はより容易に取締役の解任決議が実行できる事案であったといえる。

そうすると、東京地判以上に名古屋地判の事案では定款変更による取締役任期の短縮が肯定されるべきこととなる⁽⁴⁾。

2 争点②（取締役解任の正当な理由）について

他方、取締役解任の正当な理由（争点②）は、解雇解雇権濫用法理ほどの厳格な要件ではないものの、相当程度厳格な要件と考えられている（本稿では、正当な理由に関する詳細な検討は紙幅の都合上行わない。）。

このため、Xは、定款変更による任期短縮（争点①）を争わず、より勝算のある会社法339条2項類推適用のみ（争点②）を主張しているところである。

Xは、争点②につき、本件が実質的な解任にあたり、会社法339条2項の趣旨が妥当して同条項を類推適用すべきこと、類推適用をするべき事情として、Yによる定款変更の主目的はXのみを退任させることにあったと認められること、Yが取締役の任期を10年としていたのは、役員を短期で変えることがYの法人の性格上適切でないという判断によっておりXにも妥当すること、他の取締役の選任状況として、3年で任期が終了するという内規や慣行は無く、Xだけ任期が3年で終わるものと予定されていたとは認められないこと、Xは訴外JAのローテーション人事としてYの取締役となったわけではないこと、Yの事業がそれほど成功していないとしてもそれはJAからの指示に従って職務を遂行した結果であり止むを得ないこと、等を主張し、会社法339条2項を類推適用すべきであるし、再任しないことの正当な理由も無い旨、主張した⁽⁵⁾。

3 争点③（損害賠償額）について

争点③（損害賠償額）については、Xは、予定されていた残り任期分全額と主張した。

4 争点④（補欠又は増員の取締役等に該当するか否か）について

争点④（補欠又は増員の取締役等に該当するか否か）についてXは、明文上、Xが補欠取締役であることを明示的に記載したものが一切無いこと、Xは補欠取締役であることを口頭であれ説明を受けていないし、Y側も説明していないと認めていること、から、補欠等には該当しない旨主張した。

第5 Yの主張

1 Y主張の骨子

上記Xの主張に対するYの主張の骨子は以下のとおりであった。

(1) 会社法339条2項類推適用の否定（争点②）

Yは、以下の理由から、本件における会社法339条2項類推適用を否定するべきであると主張した。

ア 東京地判平成27年6月29日は下級審判決に過ぎないこと

イ 上記東京地判の事案は、支配権を巡る紛争の案件だが、本件はJAの子会社の人事をめぐる紛争に過ぎないこと

ウ 任期が10年と定められたのは取締役の任期を長期保証する趣旨ではなかったこと（東京地判は任期保証の趣旨あり）

エ 東京地判の事案に比べ残り任期が短かったこと（約3年）

オ 元々、Xの取締役任期は3年という予定であったこと

このオについてはYは、以下の間接事実を主張していた。

(ア) XはJAの常務理事であり、常務理事の任期は2期6年とされていた。

(イ) Xは1期3年で退任することになったところ、Y会社に天下った。

(ウ) JAから得られる報酬としては、常務理事として残っていれば1期3年の3600万円に止まったところ、既にYから4800万円余りを得ている。

カ Xは自己の生活水準を確保するためだけに行動していて、担当している役割の内容に比し役員報酬が高額であった。報酬減額にも非協力的であった。

(2) 解任の正当な理由あり（争点②）

正当理由については、上記（1）で述べた点などから、正当な理由はあるといえる。

また、代表者としての役割（農家に対する耕作支援を計画する）を十全に果たしていなかった点も正当な理由を否定する事情として認められる。

(3) 補欠取締役であり前任者の任期を引き継ぐこと（争点④）

Xの任期は平成31年5月までであり、平成33年5月ではない。

なぜなら、Xは補欠取締役だったからである。

たしかにXは「補欠取締役として選任する。」と株主総会議事録に記載されていないが、議事録を全体として見れば、取締役及び代表取締役社長Aより別紙辞任届が提出されたことにより、現取締役及び代表取締役社長の退任と新取締役及び代表取締役社長の就任について承認を求めるものである、と記載されているのであるから、補欠としての選任であることが明らかで

ある。

- (4) Xが取締役に再任されないことを受け入れていたこと

なお、XはY会社との間で退任後の残務引き継ぎのために囑託で勤務していたのであり、不
再任を受け入れる態度をとっていた。

2 Yの主張に対する評価

- (1) Yの主張は以上のとおりであったが、尋問前に、業績の低調、Xの業務態度の悪さ等を指摘
する関係者からの陳述書が提出された。しかし、主張書面上では明確にその旨の摘示がされて
いない。
- (2) 解任の正当な理由として補充主張が可能であるところ、上記のような制限的な主張に止まっ
た。

第6 判決の内容

1 名古屋地判令和元年10月31日の全文は以下のとおりである。

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、1620万円及びこれに対する平成30年7月14日から支払済みまで年5分の割合
による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、平成23年7月1日に被告の取締役役に就任した原告が、取締役の任期を10年から1年に変更
する旨の定款変更によって任期が短縮され、その後、平成30年5月24日に開催された被告の定時株主総
会において、被告の取締役役に選任されなかったという事実関係の下で、原告が、会社法339条2項の類推
適用を理由に、被告に対し、同月25日から当初の任期の満了日である令和3年5月24日までの得べかり
し取締役報酬相当額合計1620万円の損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成30年
7月14日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実等）

(1) ア 被告は、平成19年4月2日に設立された、A農業協同組合（以下「JA」という。）管内
の農家に対する営農支援事業等を目的とする株式会社であり、その発行済株式は900株であ
るところ、そのうち897株を、JAが保有している（甲1、争いのない事実）。

イ 原告は、昭和28年〈略〉月〈略〉日生の男性で、昭和48年1月、JAの合併前組合である
B農業協同組合に入組し、以後JAの職員として勤務してきたが、平成20年6月21日開催
のJAの総代会で理事（任期3年）に選任されるとともに同日開催の理事会で常務理事に
選任されたが、平成23年6月22日開催の総代会の終結をもってJAの理事を退任した。そ
の後、同年7月1日に被告の取締役役に就任し、以後、平成30年5月24日の定時株主総会終
結の時まで、被告の取締役の地位にあった。

(2) 被告の取締役の任期については、定款（甲2の1）において、選任後10年以内に終了する事
業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていたところ、平成29年

10月18日開催の臨時株主総会において、その期間が選任後1年以内へと変更された（以下「本件定款変更」という。）。

(3) 被告は、平成30年5月24日、定時株主総会を開催したが、原告は、被告の取締役役に再任されなかった。

被告の取締役役に再任されなかった。

(4) 原告が被告取締役を退任した平成30年5月の原告の月額報酬は45万円であった。

2 本件の争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件における会社法339条2項の類推適用の可否（争点①）、②会社法339条2項が類推適用されるとして「正当な理由」の有無（争点②）、③原告に生じた損害額（争点③）である。

(1) 争点①について

(原告の主張)

原告は、本件定款変更により、本来の任期よりも前に取締役から退任させられ、取締役として再任されることもなかったのであるから、会社法339条2項の類推適用により、被告が原告を再任しなかったことについて「正当な理由」がある場合を除き、被告に対し、損害賠償請求することができる。

(被告の主張)

定款を変更して取締役の任期を短縮した場合は、現在の取締役の任期も短縮される。

JAは、被告の他に、発行済株式1000株のうち700株を保有する農業法人を平成30年1月に設立しているところ、会社としての役員態勢を機動的に変更することが会社の業績に寄与すると考え、取締役の任期を1年とした。本件定款変更は、この観点を先取りしたものであり、会社の業績に寄与する役員であるかについて、毎年株主であるJAから信認を受けることを目的としたものである。

そして、原告は被告の代表取締役であった間は、一時期を除き月額60万円の報酬を、代表権のない取締役になってからも月額45万円の報酬を受け取っていたが、原告は、取締役報酬を職務執行の対価ではなく、自己の生活水準を確保するための資金源と考えており、十分な職務の執行をしなかった。

よって、専ら自己の利益しか考えていない原告が、平成30年5月開催の株主総会で被告の取締役に再任されなかったのは当然のことというべきであり、本件においては、会社法339条2項は類推適用されない。

(2) 争点②について

(被告の主張)

本件に会社法339条2項が類推適用されるとしても、以下の事情により、「正当な理由」がある。

ア 原告は、平成20年6月21日開催のJAの総代会で理事（任期3年）に選任された。JAの慣例では、常務理事は2期6年務めることとされていたが、原告を常務理事に再任することにJAの役職員等から適任ではないとの意見が多かったことから、1期3年の務めとなった。

もっとも、常務理事を1期3年の務めで終える時点で原告は57歳7か月であったこともあり、JA側の温情により、原告はJAのほぼ100%子会社である被告の取締役及び代表取締役に、平成23年6月20日開催の臨時株主総会にて選任された。

以上のとおり、原告が被告の取締役及び代表取締役に就任した際、JAの理事の任期と同じ3年後の平成26年6月末に辞任することが予定されており、原告には、被告の取締役就任時に、令

和3年5月まで被告の取締役の地位を確保できるとの合理的期待を生ずるような事情はなかった。

イ 原告が、仮に、JAの常務理事に再任されていた場合に得られたであろう報酬額は3600万円であるところ、原告が、3年を経過しても、被告の取締役及び代表取締役を辞任しなかったことにより、報酬4794万円を手にしており、JAの常務理事に再任されていた場合よりも多くの報酬を得ている。

ウ 原告は、代表取締役であった間も、代表権のない取締役であった間も、専ら被告の経理事務と株主総会及び取締役会に上程する議案と議事録の作成事務を担当し、他に代わる者を見つけることの容易な事務作業しか担当していなかった。にもかかわらず、原告の代表取締役報酬は一時期を除き月額60万円、代表権のない取締役になってからも月額45万円の報酬を得ており、報酬を職務の対価ではなく、自己の生活水準を確保するための資金源としか考えておらず、取締役に再任されないことについても理由がある。

(原告の主張)

否認ないし争う。

原告は、平成26年6月末に被告の取締役を辞任することが予定されていたなどと聞いたことはない。

原告が担当していた業務は、経理処理から、事業計画の策定、繁忙期の農作業と多岐に渡っており、報酬は職務の対価である。

(3) 争点③について

(原告の主張)

取締役が解任された場合に生じる損害の範囲は、取締役を解任されなければ残存任期期間中に得られた利益であるところ、就任時における原告の任期は、令和3年5月24日までであったから、原告には、再任を拒否された平成30年5月24日に比して、3年の残存任期期間があった。

原告の被告取締役としての役員報酬は、1年につき540万円とされていたから、原告の損害は、1620万円(540万円×3年)となる。

(被告の主張)

ア 原告は、原告の任期は令和3年5月24日までであると主張するが、仮に、原告が平成30年5月24日開催の被告の定時株主総会にて原告が被告の取締役に選任(再任)されていたとしても、その任期は変更後の定款により1年であるので、令和元年5月開催の定時株主総会終結の時までとなる。

イ また、原告は、平成23年7月1日を就任日として、被告の取締役及び代表取締役に選任されたが、これは、平成22年5月25日に重任された被告の取締役及び代表取締役が平成23年6月30日をもって、辞任したことによる補欠として選任されたものであり、原告は、任期途中で退任した取締役の後任者として選任された取締役(後任補欠取締役)である。

そうすると、原告の主張によっても、定款22条2項(甲2の2)により、前任の取締役の任期の残存期間である令和2年5月開催の定時株主総会までとなる。

第3 当裁判所の判断

1 本件については、前記前提事実に加え、争いのない事実、証拠(甲1ないし5, 10, 乙5, 11, 12, 16ないし22, 証人丙川, 証人丁田, 原告本人)(但し認定に反する部分を除く)(枝番のあるものは枝番を含む)及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおりの事実が認められる。

(1) 原告は、昭和48年1月、JAの合併前組合であるB農業協同組合に入組し、以後JAの職員として勤務し、開発相談部長、農生活部長、監査部長を歴任し、平成20年6月21日開催のJAの

総代会で理事（任期3年）に選任され、同日開催の理事会で常務理事に選任された。

なお、JAの常勤役員（理事、監事）は、地域選出役員である組合長と学識経験者役員で構成されているところ、学識経験者役員（専務理事、常務理事、常勤監事）は、JAの上級管理者としての経験を有する者又はJAと同種の業態において、上級管理者の経験を有する者から選任されている。

また、JAの常務理事の任期は3年であったが、JAの慣習で常務理事は、少なくとも一度は再任され、3年で退任することはなかった。

- (2) 平成23年3月17日に開催されたJAの地域総括理事会議において、次期役員改選に当たり、原告を役員候補者として推薦しないこととされ、上記JAの慣習に反して、3年で退任することになった。

もっとも、その当時のJAの職員の定年は60歳であり、原告は、定年まで2年以上残されていたことから、その生活保障のため、子会社の役員ポスト等の適当な役職を用意すべきこととされた（乙17ないし19）。

そして、原告は、JAの組合長から、役員候補者として選任しないこと、被告の取締役選任を告げられ、原告は、平成23年6月22日開催の総代会の終結をもってJAの理事を退任し、同年7月1日、被告の取締役に就任した（甲10、乙8、21、証人丙川、原告本人）。

なお、原告と同時期にJAの監事に選任され、原告と同様にJAの慣習に反して、3年の任期を務めた後、再任されなかった者がいたが、同人は、JAの定年である60歳までに1年もなかったことから、原告とは異なり、JAの子会社の取締役に就任することもなく、JA関連の会社に再就職をすることもなかった（乙8、20、弁論の全趣旨）。

- (3) 被告は、平成19年4月2日に設立された株式会社であり、原始定款において取締役は4名以内とされ、取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていた（甲2の2）。

被告の設立時において、被告の取締役は3名であり、一人はJAの組合長、一人はカントリーエレベーターのオペレーター、一人は農業機械のオペレーターであった（以下、後2者を併せて「農業者取締役」という。）（甲2の2、乙12、22、証人丁田）。

- (4) 被告の設立時取締役のうち、JAの組合長である取締役は、平成20年6月21日に被告の取締役に退任したが、その後任の取締役もJAの組合長であり、同人は、平成20年6月25日に、被告の取締役に就任し、平成23年6月30日に退任した。

原告が平成23年7月1日に被告の取締役に就任した際、JAの常務理事も被告の取締役に就任し、被告の取締役は4名となった。

平成26年7月1日、上記JAの常務理事である取締役が退任したが、同日、別のJAの常務理事が取締役に就任した。

平成29年5月24日、JAの組合長も被告の取締役に就任し、被告の取締役は5名となった。

なお、農業者取締役は、設立時から平成30年10月31日にそのうちの一人が退任するまでは、変化はなかった。（以上、甲1、乙7、12）

- (5) (4) 記載のJAの組合長又はJAの常務理事である被告の取締役（以下「JA兼務取締役」という。）は、いずれも被告から報酬を得ていなかった（乙12、弁論の全趣旨）。

これに対し、原告は、被告から、平成23年7月から平成29年7月までは月額60万円（平成27年4月から平成28年3月までは57万円）の、同年8月から平成30年5月までは月額45万円の報酬を得ていた。

- (6) JAの組合長は、平成26年、原告に対し、原告が被告の取締役及び代表取締役に就任して3年

を経過したことから、被告の取締役及び代表取締役を辞任しよう言ったが、原告は、これを拒んだ（甲10、乙21、証人丙川、原告本人）。

- (7) 原告は、平成29年7月31日、被告の代表取締役を辞任したが、原告が代表取締役の務めていた間の各決算期において、被告はいずれも営業損失を計上した（甲5の2ないし7）。
- (8) 平成29年10月18日開催の臨時株主総会において、本件定款変更がなされた。
- (9) 原告は、平成30年5月24日の定時株主総会で、被告の取締役に再任されず、同定時株主総会の終結により、被告の取締役の任期が終了した。

なお、当時の被告の取締役のうち、再任されなかったのは原告のみであった。

2 争点①及び②について

- (1) 取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期により任期が満了した者については、取締役から退任する。

そして、会社法339条2項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について「正当な理由」がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者について、その趣旨が同様に当てはまるか否かは、なお議論の余地があるものの、本件定款変更による取締役の任期の短縮には、原告を被告の取締役から退任させることがその目的に含まれていたといえることができるから、本件においては、会社法339条2項が類推適用されるとする余地もあり、被告が原告を取締役として再任しなかったことについて、「正当な理由」があるか否かについて検討する。

- (2) この点、設立当時から原告が被告の取締役に就任するまで、被告の取締役は、JAの組合長と農業者取締役で構成されていたところ、原告が被告の取締役に就任した後も、JAの常務理事が新たに取締役に就任しており、JA兼務取締役（被告の取締役としては無報酬）と農業者取締役による役員体制（親会社であるJAの幹部と農業者取締役から成る役員体制）は設立時から変化がないこと、原告は、被告の取締役に就任した際、JAの常務理事ではなく、その経歴から農機具等のオペレーター等の農業関連の現業を担う者として選任されたものでもないこと、原告は被告から報酬を得ていたことなどからすれば、原告の地位は、上記の役員体制に沿うものではなく、上記の役員体制とは別目的で創設された地位といえるところ、原告はJAの理事を3年で退任することにより、JA職員の定年より前に収入を失うことになる救済のために、報酬のある被告の取締役及び代表取締役に就任したものであり、その地位は、原告に収入を得させるためのもの、即ち生活保障のために与えられた地位であったといえる。また、原告が被告の代表取締役に就任していた間、いずれも営業損失を計上し、原告の手腕によって経営が改善されたということもなく、原告が被告の取締役に就任している期間を通じて、生活保障のために与えられたという地位に変化がなかったといえること、原告は、7年近く被告の取締役の地位にあり、その在任中、4700万円を超える報酬を得ており、生活保障としては十分な金銭を得ていることなどに鑑みると、原告を被告の取締役として選任した目的は、本件定款変更による任期が終了した時点で既に達成しており、原告を被告の取締役に再任しなかったことについては、「正当な理由」があるといえ、被告の主張は理由があるというべきである。

第4 結論

よって、その余の争点を検討するまでもなく、原告の被告に対する請求は、理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

2 判決に対する評価

(1) 上記判決文では、会社法339条2項類推適用（争点②）については、その適否を慎重に判断しており、本件事案について類推適用自体を否定しなかった点は評価できる。

(2) これに対して、正当な理由（争点②）に関する判断については、従前の裁判例と比べるとかなり緩やかな基準で正当な理由を肯定してしまっており、不相当なものであった。

正当な理由に関する従前の裁判例としては、江頭憲治郎株式会社法第7版p400以下に整理されているが、担当事業部門の廃業、取締役の職務遂行上の法令・定款違反行為、心身の故障、職務への著しい不適任等が類型として挙げられており、経営判断の失敗に関しては学説上争いがあるとされている。このように解任の正当理由が認められるのは、相当限定的に考えられてきた。

この点、名古屋地判令和元年10月31日は、上記のとおり、原告の取締役としての地位を、生活保障のためのものと断じ、生活保障の目的が達成している以上、正当な理由があると簡単に認めた。

この判決の論を推し進めると、株式会社のオーナーが当該取締役をどのような意図・目的で就任させたかによって容易に解任の正当理由が認められてしまうことにもなりかねず、従前の裁判例が限定的にしか正当理由を認めてこなかった姿勢から大きく逸脱しているといえる。

(3) なお、解任ではなく「再任拒否」という場面であることから本判決が正当理由を同場面に限って緩やかな基準で判断したのではないかと、問題となる。

しかし、判決文を文字通り読む限りは、特に、再任であるがゆえに正当理由の基準を緩和する旨の記載は無い。また、論旨を見ても、通常の場合でもそのまま適用し得る内容となっており、再任拒否の場面に限定した特別な解釈を行っているという評価はできない⁽⁶⁾ところである。

(4) 最後に、Xが補欠取締役か否かについては、正当理由が肯定されたため、請求棄却の結論となることから、判断は回避された。

第7 控訴審

1 控訴人の基本的な方針

上記判決文では、会社法339条2項類推適用そのものは否定されなかったと解されることから、控訴人としては、同条項が類推適用されることを前提として、Y主張ないし地裁認定の正当理由の不存在を主張した。

2 具体的な地裁判決への反論内容

原審判決は、Xの役員選任がXの生活のための救済目的であることを強調していたので、Xはこれを否定する主張を展開した。

具体的には、(1) Yの社歴が浅く（平成19年設立で10年程度の社歴である。）、役員体制・慣行の確立がなかったこと、(2) Xを3年で退任させるという意図がYやJAからXに書面等で示されていたわけではなかったこと、(3) 3年とするつもりがあるなら事前に定款変更の措置をとることも

できたこと、(4)議事録上、親子法人間の取引が利益相反に該当する危険を払拭するためには代表者をJAの理事者と兼任させることは不相当とされていて、Xを代表者とする固有の意味があったこと、(5)役員報酬自体はJA関係者を含めて株主総会で承認していた内容であったこと、(6)YやJAがXを解任したいのなら、正面からXの解任をするべきであって、またそれを容易に行うこともできたのに、それを真正面から行わず、このような手法をとったのは、とりもなおさず解任に正当な理由を欠くことをY側も自覚していたからだ、と主張した。

3 高裁裁判官からの和解勧誘

第1回弁論後、和解協議がなされ、XとYとの間で請求額の一部を支払う旨の和解が成立した。

第1審判決で認定されている事実からすれば解任と同視できるような事案であり、過去の裁判例からすれば、解任の正当理由は認めにくい事案であったので、控訴審での上記和解は、結論としては妥当であったといえる。

第8 各争点の検討

最後に本件訴訟における争点の検討を改めて行う。

1 定款変更による任期短縮の可否(争点①)

定款変更(取締役の任期を短縮するもの)によって取締役の任期は直ちに短縮されるか。

既に検討したとおり、定款変更決議の要件と解任決議の要件の差(定款変更の方が厳格であること)、定款変更によって取締役の任期が変更することは組織変更等で会社法の規定上肯定されていること、会社法339条2項の類推適用を可能とすれば取締役に不利益はないこと、等からすると、定款変更による取締役任期の短縮はできると解すべきであろう。

なお、これを否定する学説・判例は本稿作成時に調査した範囲では無かった。

2 会社法339条2項類推適用の可否(争点②)

定款変更によって取締役の任期が短縮された結果、取締役の任期が満了し、その後に再任されなかった場合、会社法339条2項が類推適用されるか。

これについては、定款変更による任期短縮は、実質的な解任に等しい利益状況であること、定款変更ではなくそのまま解任手続きをとった場合には会社法339条2項が適用されること、に鑑みれば、会社法339条2項が類推適用されると解するのが相当である。

なお、これを否定する学説・判例は本稿作成時に調査した範囲では無かった(名古屋地判令和元年10月31日も類推適用を否定まではしていないものと解される。)

3 正当な理由の有無(争点③)

会社法339条2項が類推適用されるとして、正当な理由の要件をいかに考えるかは問題になるところである。これについては、(1)そもそも直接適用の場合と要件を異にすると考えるべきか、(2)本件のような事案類型で正当理由が認められるか、が問題となる。

(1) 正当な理由の判断にあたって、通常解任と再任拒否とで異なる基準を設けるべきか。

この点、解任と再任拒否とは、場面が異なるため、正当理由を判断するにあたって、異なる基準を設けるべき、との考えも成り立たないわけではない。

あくまで、取締役を再任するか否かは会社の自由であり義務づけられるわけではないから、

正当理由は緩やかな基準で解釈すべき、ということであろう。

しかし、通常の解任の場合と再任拒否の場合とで異なる基準を設けるのは不相当である。

なぜなら、定款変更による任期短縮と再任拒否は、その一連の手続き全体を見れば実質的な解任に外ならず、正当理由を判断する基準を相違させる合理的理由を欠くからである。

(2) 本件のような事案類型で正当な理由は認められるか。

本件における正当な理由の判断について、複数の論考があるので、引用しつつ、本稿の意見を述べたい。

ア 内藤裕貴⁽⁷⁾東北学院准教授の見解

(ア) まず、内藤裕貴東北学院准教授は、新・判例解説 Watch 商法 No.134において、本件における裁判所の解釈は、従来の判例や学説によって類型化された「正当な理由」のいずれにも当てはまるものではない、と述べる。

(イ) もっとも、「取締役と会社は委任関係にあるため（会社330条）、Xの取締役の任用に際してXY間で委任契約が締結されていることになる。そして、裁判所が認定した事実によれば、XY間における委任契約の主たる目的は、3年任期のAの常務理事を慣習に反して再任されることなく退任するに至った定年前のXの生活保障にあり、Xは選任後7年近くで報酬として十分な金銭を得ている。また、XはAの常務理事の退任と同時期にYの取締役に選任されたが、その3年後に辞任を迫られていることに鑑みるのであれば、XY間の契約上の委任期間は3年であることが推察され、Xの退任時において、XY間の委任契約の終期がすでに到来していたように思われる。さらに、委任契約の当事者が委任契約を解除した場合、「やむを得ない事由」のない限り、相手方に対して損害賠償責任を負うが（民651条2項）、ここにいう「やむを得ない事由」とは、委任者としては事務を処理してもらう必要がなくなったような場合を指すと解されている。そして、本件の裁判所が認定した事実によれば、XY間の委任契約におけるXの生活保障という目的は達成された一方で、Xの手腕によってYの経営が改善されたわけでもない。そのため、YとしてもXとの委任関係を継続させてXにYの事務処理をしてもらう必要性がなくなったと評価でき、XY間の委任契約の解除（=Xの事実上の解任）は「やむを得ない事由」によるものであるといえる。これらの事情に鑑みれば、本件においては、Xに取締役としての職務執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない客観的な事情があると認められ、Xの事実上の解任につき「正当な理由」があるとした本件の判示は結論としては支持できるであろう」と指摘している。

(ウ) なお、注では、「平成26年時点でXY間の委任契約がすでに終了していると解するのであれば、本件ではもとより「事実上の解任」が問題となる余地がないようにも思われる。そのため、本件の裁判所は会社法339条2項の類推適用の可否につき明言を避けたのではないだろうか。」とも指摘している（これは深読みしすぎであろう。そのように考えたならばそう記載しなければおかしいからである。）。

(エ) 問題点

しかし、当該取締役について任期を一定年数とすることが予定されていたのであれば、予め契約書や定款、株主総会決議等で取り決めておくことは可能であったし、また、取締役本人の理解という点からも、そうするべきものであったといえる。

そもそも取締役の任期が定款によって規定されることは法の定めるところであるから、漫然と定款等を放置して取締役を選任した会社側を救済する必要性に乏しい。

そもそも取締役選任の趣旨目的は、これが書面化されている場合は格別、書面化されていない場合には、これを強調しすぎると、取締役の解任を極めて広範に認めることとなり、会社法339条2項の趣旨を没却しかねない。

従前、取締役選任の趣旨目的に着目して正当理由を認めた裁判例が現われなかったがそれは、上記のような問題点があるからだと考えられるところである。

してみれば、取締役選任の趣旨目的から、正当理由を導いた上記指摘は不当ということになる。

イ また、伊藤雄司上智大学教授⁽⁸⁾により、「これまでの裁判例・学説が考慮要素としてきたところからすると異例である。」とやはり指摘されている。

しかし、続いて、「取締役の職務内容や任期についての会社・取締役間の（暗黙の）合意や了解を考慮したものと判旨iiiを理解するとして、そこには定款で取締役の任期が10年に延長されていた（非公開会社においてのみ可能である。会社332条2項）ことが関係していると思われる。つまりこのような定款規定は、取締役の地位を全任期にわたり保障する趣旨である場合もあれば（例えば株主間で取締役の地位を保証しあうような場合。江頭・前掲393頁参照）、機動的に取締役を解任することが可能な会社において、再任決議により取締役を信任するという機会を確保しなくてもよいことから採用されているにすぎない場合もあると考えられる。後者にあつては任用時の合意や了解といった事情を斟酌して「正当な理由」の有無を判断すべきこともあり得るであろう。なお、会社法339条2項による損害賠償の額は残存任期中に得たであろう報酬総額であるとするのが通説であるが、「正当な理由」が認められない場合であっても同種の事情から報酬についての合理的期待を導出することで、損害賠償の額を限定することも考えられる。」⁽⁹⁾と指摘されている。

これについても、上記のとおり、特に任期や選任目的が書面化されていない限りは、正当な理由を導くことはできない、というべきである。

- (3) 以上のとおり、正当な理由については、従前の類型には該当しないものであること、また、任期を設定できたのにしなかった会社を保護すべき理由が無いこと、選任目的という不明確なものにより解任を広範に認めるのは会社法339条2項の趣旨を没却すること、から、本件のような事案類型においては肯定するべきではないというべきである。

4 損害賠償の範囲（争点④）

会社法339条2項直接適用であれ、類推適用であれ、損害賠償請求を認めるにあたって、残り任期が長期に亘る場合、その全期間分につき、損害賠償を認めるか、問題となる。

この点、損害賠償の範囲については、池野千白教授は、会社法332条1項で基本的な取締役の任期⁽¹⁰⁾

が2年と定められていることをふまえ、2年説が相当であろうと考えている。

これ以上の期間分だと会社の負担が過大なものとなるし、取締役の期待をそこまで保護するべきともいいがたいからである。

ただ、残存期間が3年や4年となっている取締役について、損害賠償の範囲を当然に2年に制限するという解釈が妥当かはなお悩むところではある。

会社の規模や安定性によっては変動することもありうるとの解釈も成り立ちうるようにも思われる。

5 補欠又は増員の取締役に該当するか否か（争点⑤）

Xは補欠取締役に該当するか。

本件では、元々の定款では、「第22条 1 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任者の残存期間と同一とする。」と規定されており、これを根拠として、YはXが補欠取締役に該当する旨主張していた。

取締役の任期は、原則として10年とされており、そのような任期の記載を信頼して各取締役が委任契約を締結することになるのであるから、補欠や増員として選任する場合には、その旨を明示しない限り、上記任期を短縮することはできないと解するべきである。

そして、本件で補欠又は増員であることが明示されていたか、であるが、たしかに前任者と後任者との対応関係が明示されていることから、Y側の主張も不合理とはいいがたいが、あくまで定款記載の補欠又は増員という文言が無いし、また残存する任期についての記載も無い以上、取締役側の定款記載の任期に対する期待は合理的なものとして保護されるべきであって、補欠又は増員としての明示を欠くものとして、これに該当せず、原則通り10年の任期と解するのが相当である。

第9 おわりに

本判決は、会社法339条2項類推適用について判断した2例目（公刊された裁判例としては）の、しかも類推適用を否定した初めての事案ということで注目に値する。

もっとも、正当な理由に関する判断はかなり特殊であって、一般化できるものではないと考えられる。

会社法339条2項類推適用における正当理由の判断については、未だ判例法理が確立されているとはいいがたく、今後の展開が望まれるところである。⁽¹¹⁾

以上

(1) 名古屋地判令和元年10月31日金融商事判例1588号36頁。

(2) 定款変更によって現取締役の任期が変更されることを肯定する立場からは、定款変更により任期が1年に短縮されたならば、その1年は既に経過済みであることから、平成29年10月18日の時点でXには退任の効力が生じていたといえる。

しかし、Yの誤認のためか、Xを次の総会の終結時までの任期と捉えたようである。

(3) 東京地判平成27年6月29日判例時報2274号113頁。

- (4) 本件では、争点①（定款変更による現取締役の任期の短縮）は特に争われなかったが、後述する判決文から振り返ると、争点①（定款変更による現取締役の任期短縮）を争う価値があったかもしれない。
- というのも、東京地判の判旨では、定款変更による現取締役の任期短縮の不都合は会社法339条2項類推適用で回避できる、と指摘していたからである。つまり、類推適用を肯定するからこそ、任期短縮の不都合性は回避できると述べているのであるから、任期短縮を争うことによって、類推適用を否定しにくくなるのである。
- もっとも、本判決をよく読めば会社法339条2項の類推適用をほぼ肯定しているものと評価できよう。
- (5) 本件は、上記のとおりJAのほぼ100%子会社であること、また、Y会社の歴代代表者がJAの理事長の兼任であったため、いわばJA内の天下り人事であって人事システムの歯車となっていると考えられたこと、Xがこの子会社の代表者になったのは定年よりも早期に役員を退任させられたことへの代償的意味合いがあること、取締役の任期が10年と設定されていたのは登記手数料の節約に主眼があると思われたこと、等から、正当な理由が緩やかに解される可能性があった。
- また、会社法339条2項の直接適用に比べると、再任という場面での類推適用になることから、正当な理由が緩やかに解釈される可能性もあった。
- 本件は、上記のような性格から、「正当な理由」につき、新しい判断が生まれてしまう危険性を孕んでいたといえる。
- (6) そうすると、本判決の規範は、取締役の解任一般に適用されてしまうこととなるため、射程が広い。従前の裁判例と比較して正当理由の要件を緩和しすぎているといえ、看過できないといえる。
- (7) 新・判例解説 Watch 商法134号。
- (8) 法学教室478. 号138頁。
- (9) 前掲注3) 前掲東京地判平成27年参照。
- (10) 「旧商法257条1項但書と会社法339条2項」CHUKYOLAWYER27号1頁。
- (11) なお、本稿は、中京大学法務研究所会社法判例研究プロジェクトの一部を構成するものである。